

○火災予防条例

平成28年 9 月 26 日

条例第52号

火災予防条例をここに公布する。

火災予防条例

火災予防条例（昭和48年横須賀市条例第46号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

第 1 節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準（第 2 条－第28条）

第 2 節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準（第29条－第34条）

第 3 節 火の使用に関する制限等（第35条－第41条）

第 3 章 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第42条－第47条）

第 4 章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第 1 節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第48条－第59条）

第 2 節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第60条－第62条）

第 3 節 基準の特例（第63条）

第 5 章 消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準等（第64条・第65条）

第 6 章 避難及び防火の管理（第66条－第77条）

第 7 章 屋外催しに係る防火管理（第78条・第79条）

第 8 章 雑則（第80条－第90条）

第 9 章 罰則（第91条・第92条）

附則

第 1 章 総則

第 1 条 この条例は、消防法（昭和23年法律第 186号。以下「法」という。）

第 9 条の規定による火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等、法第

9条の2の規定による住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等、法第9条の4の規定による指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準等、法第17条第2項の規定による消防用設備等の技術上の基準の付加並びに法第22条第4項の規定による火災に関する警報の発令中における火の使用の制限その他火災予防上必要な事項を定めるものとする。

第2章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準

(炉)

第2条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合（不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で有効に仕上げをした建築物等（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。）の部分の構造が耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの（有効に遮熱できるものに限る。）である場合をいう。以下同じ。）を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。

ア 別表炉の項に掲げる距離

イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号）により得られる距離

- (2) 可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けること。
- (3) 可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。
- (4) 階段、避難口等の付近で避難の支障となる位置に設けないこと。
- (5) 燃焼に必要な空気を取り入れることができ、かつ、有効な換気を行うことができる位置に設けること。

- (6) 屋内に設ける場合にあつては、土間又は不燃材料のうち金属以外のもの
で造った床上に設けること。ただし、金属で造った床上又は台上に設ける
場合において防火上有効な措置を講じたときは、この限りでない。
- (7) 使用に際し、火災の発生のおそれのある部分を不燃材料で造ること。
- (8) 地震その他の振動又は衝撃（以下「地震等」という。）により容易に転
倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。
- (9) 表面温度が過度に上昇しない構造とすること。
- (10) 屋外に設ける場合にあつては、風雨等により口火及びバーナーの火が消
えないような措置を講ずること。ただし、第17号アに掲げる装置を設けた
ものにあつては、この限りでない。
- (11) 開放炉又は常時油類その他これに類する可燃物を煮沸する炉にあつて
は、その上部に不燃性の天蓋及び排気筒を屋外に通ずるように設けるとと
もに、火粉の飛散又は火炎の伸長により火災の発生のおそれのあるものに
あつては、防火上有効な遮へいを設けること。
- (12) 溶融物があふれるおそれのある構造の炉にあつては、あふれた溶融物を
安全に誘導する装置を設けること。
- (13) 熱風炉に附属する風道については、次によること。
- ア 風道並びにその被覆及び支枠は、不燃材料で造るとともに、風道の炉
に近接する部分に防火ダンパーを設けること。
- イ 炉からアの防火ダンパーまでの部分及び当該防火ダンパーから2メー
トル以内の部分、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間に
15センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、厚さ10センチメー
トル以上の金属以外の不燃材料で被覆する部分にあつては、この限りでな
い。
- ウ 給気口は、じんあいの混入を防止する構造とすること。
- (14) まき、石炭その他の固体燃料を使用する炉にあつては、たき口から火粉
等が飛散しない構造とするとともに、蓋のある不燃性の取灰入れを設ける
こと。この場合において、不燃材料以外の材料で造った床上に取灰入れを
設けるときは、不燃材料で造った台上に設けるか、又は防火上有効な底面
通気を図ること。
- (15) 灯油、重油その他の液体燃料を使用する炉の附属設備は、次によるこ
と。

ア 燃料タンクは、使用中燃料が漏れ、あふれ、又は飛散しない構造とすること。

イ 燃料タンクは、地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。

ウ 燃料タンクとたき口との間には、2メートル以上の水平距離を保つか、又は防火上有効な遮へいを設けること。ただし、油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンクにあっては、この限りでない。

エ 燃料タンクは、その容量（タンクの内容積の90パーセントの量をいう。以下同じ。）に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造ること。

タンクの容量	板の厚さ
5リットル以下のもの	0.6ミリメートル以上
5リットルを超え20リットル以下のもの	0.8ミリメートル以上
20リットルを超え40リットル以下のもの	1.0ミリメートル以上
40リットルを超え 100リットル以下のもの	1.2ミリメートル以上
100リットルを超え 250リットル以下のもの	1.6ミリメートル以上
250リットルを超え 500リットル以下のもの	2.0ミリメートル以上
500リットルを超え 1,000リットル以下のもの	2.3ミリメートル以上
1,000リットルを超え 2,000リットル以下のもの	2.6ミリメートル以上
2,000リットルを超えるもの	3.2ミリメートル以上

オ 燃料タンクを屋内に設ける場合は、不燃材料で造った床上に設けること。

カ 燃料タンクの架台は、不燃材料で造ること。

キ 燃料タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。ただし、地下に埋設する燃料タンクにあっては、この限

りでない。

ク 燃料タンク又は配管には、有効なる過装置を設けること。ただし、ろ過装置が設けられた炉の燃料タンク又は配管にあっては、この限りでない。

ケ 燃料タンクには、見やすい位置に燃料の量を自動的に覚知することができる装置を設けること。この場合において、当該装置がガラス管で作られているときは、金属管等で安全に保護すること。

コ 燃料タンクは、水抜きができる構造とすること。

サ 燃料タンクには、通気管又は通気口を設けること。この場合において、当該燃料タンクを屋外に設けるときは、当該通気管又は通気口の先端から雨水が浸入しない構造とすること。

シ 燃料タンクの外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で作られた燃料タンクにあっては、この限りでない。

ス 燃焼装置に過度の圧力がかかるおそれのある炉にあっては、異常燃焼を防止するための減圧装置を設けること。

セ 燃料を予熱する方式の炉にあっては、燃料タンク又は配管を直火で予熱しない構造とするとともに、過度の予熱を防止する措置を講ずること。

ソ 燃焼装置に近接する電線、接続器具等には、耐熱性を有するものを使用すること。

タ 燃料配管と炉との結合部分には、地震等により損傷を受けないよう必要な措置を講ずること。

チ 燃料配管の戻り管には、開閉弁を設けないこと。

(16) 液体燃料又はプロパンガス、石炭ガスその他の気体燃料を使用する炉にあっては、多量の未燃ガスが滞留せず、かつ、点火及び燃焼の状態が確認できる構造とするとともに、燃料タンクと燃焼装置とを結ぶ配管については、次によること。

ア 金属管を使用すること。ただし、燃焼装置、燃料タンク等に接続する部分で金属管を使用することが構造上又は使用上適当でない場合は、当該燃料に侵されない金属管以外の管を使用することができる。

イ 配管の接続は、ねじ接続、フランジ接続又は溶接等とすること。ただし、金属管と金属管以外の管を接続する場合において、かつ、接続部分

をホースバンド等で締め付けるときは、差込み接続とすることができ
る。

(17) 液体燃料又は気体燃料を使用する炉にあっては、必要に応じ次の安全装
置を設けること。

ア 炎が立ち消えた場合等において安全を確保できる装置

イ 未燃ガスが滞留するおそれのあるものにあっては、点火前及び消火後
に自動的に未燃ガスを排出できる装置

ウ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあっては、温度が過
度に上昇した場合において自動的に燃焼を停止できる装置

エ 電気を使用して燃焼を制御する構造又は燃料の予熱を行う構造のもの
にあっては、停電時において自動的に燃料を停止できる装置

(18) 気体燃料を使用する炉の附属設備は、次によること。

ア 配管、計量器等は、電線、電気開閉器その他の電気設備が設けられて
いるパイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある
場所には設けないこと。ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置を
講じた場合においては、この限りでない。

イ 酸素又は水素を併用する場合の配管には、途中に逆火防止装置を設け
ること。

ウ 燃料容器は、通風のよい場所で、かつ、直射日光等による熱影響の少
ない位置に設けるとともに、地震等による転倒又は落下を防止する措置
を講ずること。

エ 出入口、窓又は床下等の開口部が燃料容器等より低いときは、漏えい
したガスが屋内に流入しないように当該開口部と燃料容器等の間に十分
な距離を保つこと。

(19) 電気を熱源とする炉にあっては、次によること。

ア 電線、接続器具等は、耐熱性を有するものを使用するとともに、短絡
を生じないように措置すること。

イ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあっては、必要に応
じ温度が過度に上昇した場合において自動的に熱源を停止できる装置を
設けること。

2 炉の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 炉の周囲は、常に整理及び清掃に努め、燃料その他の可燃物をみだりに
放置しないこと。

(2) 炉及びその附属設備は、必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。

(3) 液体燃料を使用する炉及び電気を熱源とする炉にあつては、前号の点検及び整備に必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに行わせること。

(4) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。

(5) 燃料の性質等により異常燃焼を生ずるおそれのある炉にあつては、使用中監視人を置くこと。ただし、異常燃焼を防止するために必要な措置を講じたときは、この限りでない。

(6) 燃料タンク又は燃料容器は、燃料の性質等に応じ、遮光し、又は転倒若しくは衝撃を防止するために必要な措置を講ずること。

3 入力 350キロワット以上の炉にあつては、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口等に防火戸（建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）を設けた室内に設けること。ただし、炉の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。

4 前3項に規定するもののほか、液体燃料を使用する炉の位置、構造及び管理の基準については、第48条及び第50条から第54条まで（第53条第2項第1号から第3号まで及び第9号を除く。）の規定を準用する。

（ふろがま）

第3条 ふろがまの構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) かま内にすすが付着しにくく、かつ、目詰まりしにくい構造とすること。

(2) 気体燃料又は液体燃料を使用するふろがまには、空だきをした場合、自動的に燃焼を停止できる装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、ふろがまの位置、構造及び管理の基準については、前条（第1項第11号及び第12号を除く。）の規定を準用する。

（温風暖房機）

第4条 温風暖房機の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 加熱された空気に火粉、煙、ガス等を混入しないものとし、熱交換部分を耐熱性の金属材料等で造ること。

(2) 温風暖房機に附属する風道にあつては、不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品との間に次の表に掲げる式によって算定した数値（入力70キロワット以上のものに附属する風道にあつては、算定した数値が15センチメートル以下の場合、15センチメートルとする。）以上の距離を保つこと。ただし、厚さ2センチメートル以上（入力70キロワット以上のものに附属する風道にあつては、10センチメートル以上）の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。

風洞からの方向	距離（単位センチメートル）	備 考
上方	$L \times 0.7$	この表において、Lは風道の断面が円形の場合は直径、矩形の場合は長辺の長さとする。
側方	$L \times 0.55$	
下方	$L \times 0.45$	

2 前項に規定するもののほか、温風暖房機の位置、構造及び管理の基準については、第2条（第1項第11号及び第12号を除く。）の規定を準用する。

（厨房設備）

第5条 調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備（以下「厨房設備」という。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 厨房設備に附属する排気ダクト及び天蓋（以下「排気ダクト等」という。）は、次に掲げる基準によること。

ア 排気ダクト等は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造ること。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

イ 排気ダクト等の接続は、フランジ接続、溶接等とし、気密性のある接続とすること。

ウ 排気ダクト等は、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間に10センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分については、この限りでない。

エ 排気ダクトは、十分に排気を行うことができるものとする。

オ 排気ダクトは、直接屋外に通ずるものとし、他の用途のダクト等と接続しないこと。

カ 排気ダクトは、曲がり及び立ち下りの箇所を極力少なくし、内面を滑らかに仕上げる。

(2) 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋は、次に掲げる基準によること。

ア 排気中に含まれる油脂等の付着成分を有効に除去することができるグリスフィルター、グリスエクストラクター等の装置（以下「グリス除去装置」という。）を設けること。ただし、排気ダクトを用いしないで天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のものにあつては、この限りでない。

イ グリス除去装置は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものとする。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

ウ 排気ダクトへの火炎の伝送を防止する装置（以下「火炎伝送防止装置」という。）を設けること。ただし、排気ダクトを用いしないで天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のもの又は排気ダクトの長さ若しくは当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

エ 次に掲げる厨房設備に設ける火炎伝送防止装置は、自動消火装置とすること。

(ア) 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、
(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物の地階に設ける厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上のもの

(イ) (ア)に掲げるもののほか、高さ31メートルを超える建築物に設ける厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上のもの

(3) 天蓋、グリス除去装置及び火炎伝送防止装置は、容易に清掃ができる構造とすること。

(4) 天蓋及び天蓋と接続する排気ダクト内の油脂等の清掃を行い、火災予防上支障のないように維持管理すること。

- 2 前項に規定するもののほか、厨房設備の位置、構造及び管理の基準については、第2条（第1項第11号から第13号までを除く。）の規定を準用する。
この場合において、第2条第3項の規定中「入力」とあるのは「当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が」と読み替えるものとする。

（ボイラー）

第6条 ボイラーの構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- （1）蒸気管は、可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分及びこれらに接触する部分をけいそう土その他の遮熱材料で有効に被覆すること。
（2）蒸気の圧力が異常に上昇した場合に自動的に作動する安全弁その他の安全装置を設けること。

- 2 前項に規定するもののほか、ボイラーの位置、構造及び管理の基準については、第2条（第1項第11号及び第12号を除く。）の規定を準用する。

（ストーブ）

第7条 ストーブ（移動式のものを除く。以下この条において同じ。）のうち固体燃料を使用するものにあつては、不燃材料で造ったたき殻受けを付設しなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、ストーブの位置、構造及び管理の基準については、第2条（第1項第11号から第13号まで及び第15号を除く。）の規定を準用する。

（壁付暖炉）

第8条 壁付暖炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- （1）背面及び側面と壁等との間に10センチメートル以上の距離を保つこと。
ただし、壁等が耐火構造であつて、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造ったものである場合にあつては、この限りでない。

- （2）厚さ20センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り、無筋コンクリート造り、れんが造り、石造り又はコンクリートブロック造りとし、かつ、背面の状況を点検することができる構造とすること。

- 2 前項に規定するもののほか、壁付暖炉の位置、構造及び管理の基準については、第2条（第1項第1号、第7号及び第9号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

(乾燥設備)

第9条 乾燥設備の構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 乾燥物品が直接熱源と接触しない構造とすること。

(2) 室内の温度が過度に上昇するおそれのある乾燥設備にあっては、非常警報装置又は熱源の自動停止装置を設けること。

(3) 火粉が混入するおそれのある燃焼排気により直接可燃性の物品を乾燥するものにあっては、乾燥室内に火粉を飛散しない構造とすること。

2 前項に掲げるもののほか、乾燥設備の位置、構造及び管理の基準については、第2条(第1項第11号及び第12号を除く。)の規定を準用する。

(サウナ設備)

第10条 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に掲げるもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第2条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

(簡易湯沸設備)

第11条 簡易湯沸設備(入力が12キロワット以下の湯沸設備をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第2条(第1項第6号及び第10号から第14号まで、第2項第5号並びに第3項を除く。)の規定を準用する。

(給湯湯沸設備)

第12条 給湯湯沸設備(簡易湯沸設備以外の湯沸設備をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第2条(第1項第11号から第13号までを除く。)の規定を準用する。

(燃料電池発電設備)

第13条 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備で

- あつて火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第27条並びに第81条第9号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第2条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第15号(ウ、ス及びセを除く。)、第16号及び第18号並びに第2項第1号並びに第19条第1項(第9号を除く。)並びに第21条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。以下この項及び第4項において同じ。)であつて出力10キロワット未満のもののうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第2条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第15号(ウ、ス及びセを除く。)、第16号及び第18号並びに第2項第1号及び第4号並びに第19条第1項第1号、第2号、第6号、第10号及び第12号並びに第21条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。
- 3 屋外に設ける燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第2条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第15号(ウ、ス及びセを除く。)、第16号及び第18号並びに第2項第1号並びに第19条第1項第4号及び第7号から第12号まで(第9号を除く。)並びに第2項並びに第21条第1項第1号、第3号及び第4号の規定を準用する。
- 4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける燃料電池発電設備であつて出力10キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第2条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第15号(ウ、ス及びセを除く。)、第16号及び第18号並びに第2項第1号及び第4号並びに第19条第1項第10号及び第12号並びに第21条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。
- 5 前各項に規定するもののほか、燃料電池発電設備の構造の基準については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第51号)第30条及び第34条の規定並びに電気設備に関する技術基準を定める

省令（平成9年通商産業省令第52号）第44条の規定の例による。

（地震等により作動する安全装置の附属設備）

第14条 炉、ふろがま、温風暖房機、厨房設備、ボイラー、ストーブ、乾燥設備、簡易湯沸設備、給湯湯沸設備及び前条第1項に規定する燃料電池発電設備（液体燃料を使用するものに限る。）のうち規則で定めるものには、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を規則で定める技術上の基準により設けなければならない。

（掘ごたつ及びいりり）

第15条 掘ごたつの火床又はいりりの内面は、不燃材料で造り、又は被覆しなければならない。

2 掘ごたつ及びいりりの管理の基準については、第2条第2項第1号及び第4号の規定を準用する。

（ヒートポンプ冷暖房機）

第16条 ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

（1）容易に点検することができる位置に設けること。

（2）防振のための措置を講ずること。

（3）排気筒を設ける場合は、防火上有効な構造とすること。

2 前項に規定するもののほか、ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の位置、構造及び管理の基準については、第2条（第1項第10号から第14号まで、第16号、第17号及び第19号、第2項第5号並びに第3項を除く。）の規定を準用する。

（火花を生ずる設備）

第17条 グラビア印刷機、ゴムスプレッダー、起毛機、反毛機その他その操作に際し火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備（以下「火花を生ずる設備」という。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

（1）壁、天井（天井のない場合にあつては、屋根の室内に面する部分）及び床の火花を生ずる設備に面する部分の仕上げを準不燃材料とした室内に設けること。

（2）静電気による火花を生ずるおそれのある部分に、静電気を有効に除去する措置を講ずること。

（3）可燃性の蒸気又は微粉を有効に除去する換気装置を設けること。

- (4) 火花を生ずる設備のある室内においては、常に整理及び清掃に努めるとともに、みだりに火気を使用しないこと。

(放電加工機)

第18条 放電加工機（加工液として法第2条第7項に規定する危険物を用いるものに限る。以下同じ。）の構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 加工槽内の放電加工部分以外における加工液の温度が、設定された温度を超えた場合において、自動的に加工を停止できる装置を設けること。
- (2) 加工液の液面の高さが、放電加工部分から液面までの間に必要最小限の間隔を保つために設定された液面の高さより低下した場合において、自動的に加工を停止できる装置を設けること。
- (3) 工具電極と加工対象物との間の炭化生成物の発生、成長等による異常を検出した場合において、自動的に加工を停止できる装置を設けること。
- (4) 加工液に着火した場合において、自動的に消火できる装置を設けること。

2 放電加工機の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 引火点70度未満の加工液を使用しないこと。
- (2) 吹きかけ加工その他火災の発生のおそれのある方法による加工を行わないこと。
- (3) 工具電極を確実に取り付け、異常な放電を防止すること。
- (4) 必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。

3 前2項に規定するもののほか、放電加工機の位置、構造及び管理の基準については、前条（第2号を除く。）の規定を準用する。

(変電設備)

第19条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に規定する急速充電設備を除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 水が浸入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること。
- (2) 可燃性又は腐食性の蒸気又はガスが発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。
- (3) 変電設備（消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり及び屋根。以下同じ。）で区画され、か

つ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有するなど防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。

- (4) キュービクル式のものにあっては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。
- (5) 第3号に規定する壁、柱、床及び天井においてダクト、ケーブル等が貫通する部分には、すき間を不燃材料で埋めるなど火災予防上有効な措置を講ずること。
- (6) 屋外に通ずる有効な換気設備を設けること。
- (7) 見やすい箇所に変電設備がある旨を表示した標識を設けること。
- (8) 変電設備のある室内には、係員以外の者をみだりに出入させないこと。
- (9) 機器、配線、配電盤等は、それぞれ相互に防火上有効な余裕を保持し、室内は、常に整理及び清掃に努め、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。
- (10) 定格電流の範囲内で使用すること。
- (11) 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。
- (12) 変圧器、コンデンサーその他の機器及び配線は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。

2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

3 前項に規定するもののほか、屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものを除く。）の位置、構造及び管理の基準については、第1項第4号及び第7号から第12号までの規定を準用する。

（急速充電設備）

第20条 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条におい

て同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) その^{きょう}管体は不燃性の金属材料で造ること。
- (2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- (3) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。
- (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- (7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (9) 異常な高温とならない措置を講ずること及び異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。
- (11) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
- (12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

イ 異常な高温とならないこと及び異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

- (13) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。
- (14) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準に

については、前条第1項第2号、第7号、第10号及び第11号の規定を準用する。

(内燃機関を原動力とする発電設備)

第21条 屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 容易に点検することができる位置に設けること。

(2) 防振のための措置を講じた床上又は台上に設けること。

(3) 排気筒は、防火上有効な構造とすること。

(4) 発電機、燃料タンクその他の機器は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。

2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第2条第1項第15号（スを除く。）及び第18号ア並びに第19条第1項の規定を準用する。この場合において、第2条第1項第15号ウ中「たき口」とあるのは「内燃機関」と読み替えるものとする。

3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第2条第1項第15号（スを除く。）及び第18号ア、第19条第1項第4号、第7号から第12号まで及び同条第2項並びに第1項の規定を準用する。この場合において、第2条第1項第15号ウ中「たき口」とあるのは「内燃機関」と読み替えるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であって出力10キロワット未満のものうち、次に掲げる基準に適合する鋼板製（板厚が0.8ミリメートル以上のものに限る。）の外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準については、第2条第1項第1号（アを除く。）及び第18号ア、第19条第1項第9号、第10号及び第12号並びに第1項第2号から第4号までの規定を準用する。

(1) 断熱材又は防音材を使用する場合は、難燃性のものを使用すること。

(2) 換気口は、外箱の内部の温度が過度に上昇しないように有効な換気を行うことができるものとし、かつ、雨水等の浸入防止の措置が講じられているものであること。

5 前各項に規定するもののほか、内燃機関を原動力とする発電設備の構造の基準については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第27条の規

定の例による。

(蓄電池設備)

第22条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床上又は台上に転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第17条第4号並びに第19条第1項第1号、第3号から第9号まで及び第11号の規定を準用する。

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第17条第4号並びに第19条第1項第4号、第7号、第8号及び第11号並びに第2項並びに第1項の規定を準用する。

(ネオン管灯設備)

第23条 ネオン管灯設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 点滅装置は、低圧側の容易に点検できる位置に設けるとともに、不燃材料で造った覆いを設けること。ただし、無接点継電器を使用するものにあつては、この限りでない。

(2) 変圧器を雨水のかかる場所に設ける場合にあつては、屋外用のものを選び、導線引き出し部が下向きとなるように設けること。ただし、雨水の浸透を防止するために有効な措置を講じた場合においては、この限りでない。

(3) 支枠その他ネオン管灯に近接する取付け材には、木材（難燃合板を除く。）又は合成樹脂（不燃性及び難燃性のものを除く。）を用いないこと。

(4) 壁等を貫通する部分の^{がい}碍管は、壁等に固定すること。

(5) 電源の開閉器は、容易に操作しやすい位置に設けること。

2 ネオン管灯設備の管理の基準については、第19条第1項第11号の規定を準用する。

(舞台装置等の電気設備)

第24条 舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備又は工事、農事等のために一時的に使用する電気設備（以下「舞台装置等の電気設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 舞台装置又は展示装飾のために使用する電気設備は、次によること。

ア 電灯は、可燃物を過熱するおそれのない位置に設けること。

イ 電灯の充電部分は、露出させないこと。

ウ 電灯又は配線は、著しく動揺し、又は脱落しないように取り付けること。

エ アークを発生する設備は、不燃材料で造ること。

オ 一の電線を2以上の分岐回路に使用しないこと。

(2) 工事、農事等のために一時的に使用する電気設備は、次によること。

ア 分電盤、電動機等は、雨、雪、土砂等により障害を受けるおそれのない位置に設けること。

イ 残置灯設備の電路には、専用の開閉器を設け、かつ、ヒューズを設けるなど自動遮断する措置を講ずること。

2 舞台装置等の電気設備の管理の基準については、第19条第1項第9号から第12号までの規定を準用する。

(避雷設備)

第25条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本工業規格に適合するものとしなければならない。

2 避雷設備の管理については、第19条第1項第11号の規定を準用する。

(水素ガスを充てんする気球)

第26条 水素ガスを充てんする気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 煙突その他火気を使用する施設の付近において掲揚し、又はけい留しないこと。

(2) 建築物の屋上で掲揚しないこと。ただし、屋根が不燃材料で造った^{ろく}陸屋根で、その最少幅員が気球の直径の2倍以上である場合においては、この限りでない。

(3) 掲揚に際しては、掲揚綱と周囲の建築物又は工作物との間に水平距離10メートル以上の空間を保有するとともに、掲揚綱の固定箇所^{ろく}にさく等を設け、かつ、立入りを禁止する旨を標示すること。ただし、前号ただし書の

規定により建築物の屋上で掲揚する場合においては、この限りでない。

(4) 気球の容積は、15立方メートル以下とすること。ただし、観測又は実験のために使用する気球については、この限りでない。

(5) 風圧又は摩擦に対し十分な強度を有する材料で造ること。

(6) 気球に付設する電飾は、気球から3メートル以上離れた位置に取り付け、かつ、充電部分が露出しない構造とすること。ただし、過熱又は火花が生じないように必要な措置を講じたときは、気球から1メートル以上離れた位置に取り付けることができる。

(7) 前号の電飾に使用する電線は、断面積が0.75平方ミリメートル以上（文字網の部分に使用するものにあつては、0.5平方ミリメートル以上）のものを、長さ1メートル以下（文字網の部分に使用するものにあつては、0.6メートル以下）ごと及び分岐点の付近において支持すること。

(8) 気球の地表面に対する傾斜角度が45度以下となるような強風時においては、掲揚しないこと。

(9) 水素ガスの充てん又は放出については、次によること。

ア 屋外の通風のよい場所で行うこと。

イ 操作者以外の者が近接しないように適当な措置を講ずること。

ウ 電飾を付設するものにあつては、電源を遮断して行うこと。

エ 摩擦又は衝撃を加えるなど粗暴な行為をしないこと。

オ 水素ガスの充てんに際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。

(10) 水素ガスの詰め替えは、水素ガスが90容量パーセント以下となった場合において行うこと。

(11) 掲揚中又はけい留中においては、看視人を置くこと。ただし、建築物の屋上その他公衆の立ち入るおそれのない場所で掲揚し、又はけい留する場合で火災予防上又は安全上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(12) 多数の者が集合している場合においては、運搬その他の取扱いを行わないこと。

(火を使用する設備に附属する煙突)

第27条 火を使用する設備（燃料電池発電設備を除く。）に附属する煙突は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 材質は、耐食性、耐熱性及び耐久性のある不燃材料とすること。

- (2) 接続は、ねじ接続、フランジ接続、差込み接続等とし、かつ、気密性のある接続とすること。
 - (3) 構造又は材質に応じ、支杵、支線、腕金具等で固定すること。
 - (4) 可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分、小屋裏、天井裏、床裏等において接続する場合は、容易に離脱せず、かつ、燃焼排気が漏れない構造とすること。
 - (5) 容易に点検及び掃除ができる構造とし、かつ、火粉を発生するおそれのあるものは、有効な火粉の飛散防止装置を設けること。
 - (6) 逆風により燃焼の安全を保つことのできない燃焼装置に附属するものは、逆風防止装置を設けること。
 - (7) 前各号に規定するもののほか、煙突の基準については、建築基準法施行令第 115 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 2 項の規定を準用する。
- (基準の特例)

第28条 この節の規定は、この節に掲げる設備について、消防長が当該設備の位置、構造及び管理並びに周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも火災予防上支障がないと認めるとき又は予想しない特殊の設備を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準

(液体燃料を使用する器具)

第29条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。

ア 別表の左欄に掲げる種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離

イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離

- (2) 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。
- (3) 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。
- (4) 地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用す

ること。

(5) 不燃性の床上又は台上で使用するこゝと。

(6) 故障し、又は破損したものを使用しないこゝと。

(7) 本来の使用目的以外に使用するなど不適當な使用をしないこゝと。

(8) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこゝと。

(9) 器具の周囲は、常に整理及び清掃に努めるとともに燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこゝと。

(10) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用するこゝと。

(11) 燃料漏れがないことを確認してから点火するこゝと。

(12) 使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこゝと。

(13) 漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けるこゝと。

(14) 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要な点検及び整備を行わせ、火災予防上有効に保持するこゝと。

2 液体燃料を使用する器具のうち移動式のストーブにあっては、前項に規定するもののほか、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用しなければならない。

(固体燃料を使用する器具)

第30条 固体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火鉢にあっては、底部に遮熱のための空間を設け、又は砂等を入れて使用するこゝと。

(2) 置ごたつにあっては、火入容器を金属以外の不燃材料で造った台上に置いて使用するこゝと。

2 前項に規定するもののほか、固体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、前条第1項第1号から第10号までの規定を準用する。

(気体燃料を使用する器具)

第31条 気体燃料を使用する器具に接続する金属管以外の管は、その器具に応じた適當な長さとし、当該接続部は、ホースバンド等で締め付けなければならない。

2 前項に規定するもののほか、気体燃料を使用する器具の取扱いの基準については、第2条第1項第18号ウ及び第2項第6号並びに第29条第1項第1号から第11号までの規定を準用する。

(電気を熱源とする器具)

第32条 電気を熱源とする器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 通電した状態でみだりに放置しないこと。

(2) 安全装置は、みだりに取り外し、又はその器具に不適合なものと取り替えないこと。

2 前項に規定するもののほか、電気を熱源とする器具の取扱いの基準については、第29条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号の規定(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火するおそれのない器具にあっては、同項第2号及び第5号から第7号までの規定に限る。)を準用する。

(使用に際し火災の発生のおそれのある器具)

第33条 火消つばその他使用に際し火災の発生のおそれのある器具を取り扱う場合においては、第29条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号の規定に準じて取り扱うほか、火災予防上必要な措置を講じなければならない。

(基準の特例)

第34条 この節の規定は、この節に掲げる器具について、消防長が当該器具の取扱い及び周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも火災予防上支障がないと認めるとき又は予想しない特殊な器具を用いることにより、この節の規定による基準と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

第3節 火の使用に関する制限等

(喫煙等)

第35条 次に掲げる場所のうち消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない。ただし、特に必要な場合において消防長が火災予防上支障がないと認めたときは、この限りでない。

(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場(以下「劇場等」という。)の舞台又は客席

(2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場(以下「百貨店等」という。)の売場又は展示部分

(3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重

要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和８年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲

（４）第１号及び第２号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所

２ 前項の消防長が指定する場所には、客席の前面、売場その他の見やすい箇所に「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識を設けなければならない。ただし、「禁煙」の標識にあつては、第４項第１号又は第５項の規定により喫煙を禁止する旨の標識が設置されている場合は、この限りでない。

３ 前項の規定に基づいて標識を設けるときは、併せて図記号による標識を設けることができる。

４ 第１項の消防長が指定する場所（同項第３号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる措置を講じなければならない。

（１）当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている場合 当該防火対象物内において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他当該防火対象物内における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置

（２）前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸い殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置

５ 前項第２号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙を禁止する旨の標識の設置その他当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

６ 前項に規定する喫煙所の床面積の合計は、客席の床面積の合計の30分の1以上としなければならない。ただし、当該場所の利用状況等から判断して、消防長が火災予防上支障がないと認めるときは、この限りでない。

７ 第１項の消防長が指定する場所の関係者は、第４項第２号の規定による喫煙所以外の場所で喫煙し、又は裸火を使用し、若しくは火災予防上危険な物品を持ち込もうとしている者があるときは、これを制止しなければならない

い。

- 8 第1項ただし書の規定により承認を受けようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に申請しなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(空地及び空き家の管理)

第36条 空地の所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

- 2 空き家の所有者又は管理者は、当該空き家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

(たき火)

第37条 可燃性の物品その他の可燃物の近くにおいては、たき火をしてはならない。

- 2 たき火をする場合においては、消火準備その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

(玩具用煙火)

第38条 玩具用煙火は、火災予防上支障のある場所で消費してはならない。

- 2 玩具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、炎、火花又は高温体との接近を避けなければならない。

- 3 火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第91条第2号で定める数量の5分の1以上同号で定める数量以下の玩具用煙火を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、蓋のある不燃性の容器に入れるか、又は防災処理を施した覆いをしなければならない。

(化学実験室等)

第39条 化学実験室、薬局等において法第9条の4の規定による指定数量（以下単に「指定数量」という。）の5分の1未満の危険物その他これに類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、第48条並びに第50条第1項第2号及び第4号から第17号まで並びに第2項第1号並びに第53条第1項の規定に準じて貯蔵し、又は取り扱うほか、火災予防上必要な措置を講じなければならない。

(作業中の防火管理)

第40条 ガス若しくは電気による溶接作業、自動車の解体等の溶断作業、グラインダー等による火花を発する作業、トーチランプ等による加熱作業、アス

ファルト等の溶解作業又は鋸打作業（以下「溶接作業等」という。）は、可燃性の物品の付近においてこれをしてはならない。

- 2 自動車の解体作業においては、溶断作業を行う前に燃料等の可燃性物品の除去及び消火用具の準備を行い、かつ、除去した燃料等の適切な管理を行わなければならない。
- 3 溶接作業等を行う場合は、火花の飛散、接炎等による火災の発生を防止するため、湿砂の散布、散水、不燃材料による遮熱又は可燃性物品の除去及び作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。
- 4 令別表第1に掲げる防火対象物（同表（18）項から（20）項までに掲げるものを除く。）及びこれらの防火対象物の用途に供するために工事中の建築物その他の工作物において、可燃性の蒸気若しくはガスを著しく発生する物品を使用する作業又は爆発性若しくは可燃性の粉じんを著しく発生する作業を行う場合は、換気又は除じん、火気の制限、消火用具の準備、作業後の点検その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。
- 5 作業現場においては、火災予防上安全な場所に吸い殻容器を設け、当該場所以外の場所では喫煙してはならない。

（火災に関する警報の発令中における火の使用制限）

第41条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次に掲げるところによらなければならない。

- （1）山林、原野等において火入れをしないこと。
- （2）煙火を消費しないこと。
- （3）屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- （4）屋外において引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- （5）残火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
- （6）屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

第3章 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等

（住宅用防災機器）

第42条 住宅（法第9条の2第1項に規定する住宅をいう。以下この章において同じ。）の関係者（住宅の所有者、管理者又は占有者をいう。以下この章において同じ。）は、次条及び第44条に定める基準に従って、次の各号のいずれかの住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。

- （1）住宅用防災警報器（令第5条の6第1号に規定する住宅用防災警報器を

いう。以下この章において同じ。)

(2) 住宅用防災報知設備(令第5条の6第2号に規定する住宅用防災報知設備をいう。以下この章において同じ。)

(住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準)

第43条 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分(第2号から第5号までに掲げる住宅の部分にあつては、令別表第1(5)項口に規定する防火対象物又は同表(16)項に規定する防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、専ら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であつて、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。)に設けなければならない。

(1) 就寝の用に供する居室(建築基準法第2条第4号に規定する居室をいう。第4号及び第5号において同じ。)

(2) 前号に掲げる住宅の部分が存する階(避難階(建築基準法施行令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。))を除く。)から直下階に通ずる階段(屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。)の上端

(3) 前2号に掲げるもののほか、第1号に規定する住宅の部分が存する階(避難階から上方に数えた階数が2以上である階に限る。)から下方に数えた階数が2である階に直上階から通ずる階段の下端(当該階段の上端に住宅用防災警報器が設置されている場合を除く。)

(4) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、第1号に掲げる住宅の部分が避難階のみに存する場合であつて、居室が存する最上階(避難階から上方に数えた階数が2以上である階に限る。)から直下階に通ずる階段の上端

(5) 前各号の規定により住宅用防災警報器が設置される階以外の階のうち、床面積が7平方メートル以上である居室が5以上存する階(以下この号において「当該階」という。)の次に掲げるいずれかの住宅の部分

ア 廊下

イ 廊下が存しない場合にあつては、当該階から直下階に通ずる階段の上端

ウ 廊下及び直下階が存しない場合にあつては、当該階の直上階から当該階に通ずる階段の下端

(6) 台所

2 住宅用防災警報器は、天井又は壁の屋内に面する部分(天井のない場合に

あつては、屋根又は壁の屋内に面する部分。以下この項において同じ。）の次の各号のいずれかの位置に設けなければならない。

(1) 壁又ははりから 0.6メートル以上離れた天井の屋内に面する部分

(2) 天井から下方0.15メートル以上 0.5メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分

3 住宅用防災警報器は、次に掲げる場所以外の場所に設けなければならない。

(1) 換気口等の空気吹出し口から 1.5メートル未満にある場所

(2) 台所において通常の調理時に煙又は水蒸気がかかるおそれのある場所

(3) 前2号に掲げるもののほか、住宅用防災警報器の機能に支障を及ぼすおそれのある場所

4 住宅用防災警報器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けなければならない。

住宅の部分	住宅用防災警報器の種別
第1項第1号から第4号まで並びに第5号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号。以下この章において「住宅用防災警報器等規格省令」という。）第2条第4号に掲げるものをいう。以下この表において同じ。）
第1項第5号アに掲げる住宅の部分	イオン化式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器等規格省令第2条第3号に掲げるものをいう。）又は光電式住宅用防災警報器
第1項第6号に掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器又は定温式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器等規格省令第2条第4号の2に掲げるものをいう。）

5 住宅用防災警報器は、住宅用防災警報器等規格省令に基づく技術上の規格に適合するものでなければならない。

6 住宅用防災警報器は、前各項に掲げるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。

(1) 電源に電池を用いる住宅用防災警報器にあつては、当該住宅用防災警報器を有効に作動できる電圧の下限値となった旨が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に電池を交換すること。

(2) 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器にあつては、正常に電力が供給されていること。

(3) 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器の電源は、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとること。

(4) 電源に用いる配線は、電気工作物に係る法令の規定によること。

(5) 自動試験機能（住宅用防災警報器等規格省令第2条第5号に規定する自動試験機能をいう。次号において同じ。）を有しない住宅用防災警報器にあつては、交換期限が経過しないよう、適切に住宅用防災警報器を交換すること。

(6) 自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあつては、機能の異常が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に住宅用防災警報器を交換すること。

（住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準）

第44条 住宅用防災報知設備の感知器（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号。以下この章において「感知器等規格省令」という。）第2条第1号に規定する感知器をいう。以下この章において単に「感知器」という。）は、前条第1項に規定する住宅の部分に設けなければならない。

2 感知器は、前条第2項及び第3項に規定する位置に設けなければならない。

3 感知器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けなければならない。

住宅の部分	感知器の種別
前条第1項第1号から第4号まで並びに第5号イ	光電式スポット型感知器（感知器等規格省令第2条第9号に掲げるもののうち、感知器等規格省令第17条第2項で定める1種又は2種

及びウに掲げる住宅の部分	の試験に合格するものに限る。以下この表において同じ。)
前条第1項第5号アに掲げる住宅の部分	イオン化式スポット型感知器（感知器等規格省令第2条第8号に掲げるもののうち、感知器等規格省令第16条第2項で定める1種又は2種の試験に合格するものに限る。）又は光電式スポット型感知器
前条第1項第6号に掲げる住宅の部分	光電式スポット型感知器又は住宅用自動火災報知設備の熱感知器（感知器等規格省令第2条第2号で定める差動式スポット型感知器、同条第5号で定める定温式スポット型感知器（特種であって、公称作動温度が60度又は65度のものに限る。）又は同条第5号の2で定める補償式スポット型感知器）

- 4 住宅用防災報知設備は、その部分の法第21条の2第1項に規定する検定対象機械器具等で令第37条第4号から第6号までに掲げるものについては法第21条の2第2項に規定する技術上の規格に、その部分の補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格にそれぞれ適合するものでなければならない。
- 5 住宅用防災報知設備は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。
- (1) 受信機（受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第19号）第2条第7号に規定するものをいう。以下この項において同じ。）は、操作に支障が生じず、かつ、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できる場所に設置すること。
- (2) 前条第1項に掲げる住宅の部分が存する階に受信機が設置されていない場合にあっては、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できるように、当該階に補助警報装置を設置すること。

(3) 感知器と受信機との間の信号を配線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、当該配線の信号回路について容易に導通試験をすることができるように措置されていること。ただし、配線が感知器からはずれた場合又は配線に断線があつた場合に受信機が自動的に警報を発するものにあつては、この限りでない。

(4) 感知器と受信機との間の信号を無線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあつては、次によること。

ア 感知器と受信機との間において確実に信号を送信し、又は受信することができる位置に感知器及び受信機を設置すること。

イ 受信機において信号を受信できることを確認するための措置を講じていること。

(5) 住宅用防災報知設備は、受信機その他の見やすい箇所に容易に消えないよう感知器の交換期限を明示すること。

(6) 前条第6項第1号、第5号及び第6号の規定は、感知器について、同項第2号から第4号までの規定は、住宅用防災報知設備について準用する。

(設置の免除)

第45条 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。

(1) 第43条第1項又は前条第1項に規定する住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で作動時間が60秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に規定する技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(2) 第43条第1項又は前条第1項に規定する住宅の部分に自動火災報知設備を令第21条に規定する技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(3) 第43条第1項又は前条第1項に規定する住宅の部分に共同住宅用スプリンクラー設備を特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下「特定共同住宅等省令」という。）第3条第3項第2号に規定する技術上

の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(4) 第43条第1項又は前条第1項に規定する住宅の部分に共同住宅用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第3条第3項第3号に規定する技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(5) 第43条第1項又は前条第1項に規定する住宅の部分に住戸用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第3条第3項第4号に規定する技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(6) 第43条第1項又は前条第1項に規定する住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成22年総務省令第7号）第3条第2項に規定する技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

（基準の特例）

第46条 第42条から第44条までの規定は、住宅用防災警報器等について、消防長が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、これらの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準によらなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれ著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最小限度に止めることができると認めるときは、適用しない。

（住宅における火災の予防の推進）

第47条 消防長は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) 住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進

2 住宅の関係者は、住宅における火災の予防を推進するため、第43条第1項に規定する住宅の部分その他の火災発生のおそれ大であると認められる住宅の部分における住宅用防災警報器等の設置に努めるものとする。

第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

(指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第48条 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、次によること。

ア みだりに火気を使用しないこと。

イ 常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。

ウ 危険物が漏れ、あふれ又は飛散しないように必要な措置を講ずること。

(2) 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、裂け目等がないものであること。

(3) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、次によること。

ア 容器は、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなど粗暴な行為をしないこと。

イ 容器は、地震等により、容易に転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないように必要な措置を講ずること。

(指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第49条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前条に定めるもののほか、次条から第57条までに定める技術上の基準によらなければならない。

第50条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) ためます又は油分離装置にたまった危険物は、あふれないように随時くみ上げること。

(2) 危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄する場合には、それらの性質に応じ、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行うこと。

(3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次の場所で行わないこと。

ア 出入口の付近

イ 階段、階段の直下及びその付近

- (4) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所では、当該危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行うこと。
- (5) 危険物は、温度計、湿度計、圧力計その他の計器を監視して、当該危険物の性質に応じた適正な温度、湿度又は圧力を保つように貯蔵し、又は取り扱うこと。
- (6) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が增大しないように必要な措置を講ずること。
- (7) 危険物が残存し、又は残存しているおそれがある設備、機械器具、容器等を修理する場合は、安全な場所において、危険物を完全に除去した後に行うこと。
- (8) 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。
- (9) 危険物を保護液中に保存する場合は、当該危険物が保護液から露出しないようにすること。
- (10) 接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品は、相互に近接して置かないこと。ただし、接触又は混合しないような措置を講じた場合は、この限りでない。
- (11) 危険物を加熱し、又は乾燥する場合は、危険物の温度が局部的に上昇しない方法で行うこと。
- (12) 危険物を詰め替える場合は、防火上安全な場所で行うこと。
- (13) 吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所で行うこと。
- (14) 焼入れ作業は、危険物が危険な温度に達しないようにして行うこと。
- (15) 染色又は洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換気をよくして行うとともに、廃液をみだりに放置しないで安全に処置すること。
- (16) バーナーを使用する場合においては、バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること。
- (17) 危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 固体の危険物にあっては危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危険物規則」という。）別表第3の、液体の危険物にあっては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の欄に掲げる危険物について、これらの表において適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類が空欄のものにあっては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ 内装容器等には、見やすい箇所に危険物規則第39条の3第2項から第6項までの規定により表示をすること。

(18) 危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ3メートル（第4類の危険物のうち第3石油類及び第4石油類を収納した容器のみを積み重ねる場合にあっては、4メートル）を超えて積み重ねないこと。

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、見やすい箇所に危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識（危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンク（以下「移動タンク」という。）にあっては、0.3メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識）並びに危険物の類、品名、最大数量及び移動タンク以外の場所にある場合は防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

(2) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること。ただし、当該設備に危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。

(3) 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴って温度の変化が起こる設備には、温度測定装置を設けること。

(4) 危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき又は当該設備に火災を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。

- (5) 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、圧力計及び有効な安全装置を設けること。
- (6) 引火性の熱媒体を使用する設備にあつては、その各部分を熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること。
- (7) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定の例によること。
- (8) 危険物を取り扱うに当たって静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。
- (9) 危険物を取り扱う配管は、次によること。

ア 配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の 1.5 倍以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）を行った場合に漏えいその他の異常がないものであること。

イ 配管は、取り扱う危険物により容易に劣化するおそれのないものであること。

ウ 配管は、火災等による熱によって容易に変形するおそれのないものであること。ただし、当該配管が地下その他の火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所に設置される場合にあつては、この限りでない。

エ 配管には、外面の腐食を防止するための措置を講ずること。ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合は、この限りでない。

オ 配管を地下に設置する場合は、配管の接合部分（溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。）について当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置を講ずること。

カ 配管を地下に設置する場合は、その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること。

第51条 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を屋外において架台で貯蔵する場合は、高さ（地盤面から最上段の容器の上部までの高さをいう。） 6 メートルを超えて危険物を収納した容器を貯蔵してはならない。

2 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又

は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所（移動タンクを除く。）の周囲には、次の表の容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量の区分に応じ、同表の右欄に定める空地の幅を保ち、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造（建築基準法第2条第8号に規定する防火構造をいう。以下同じ。）の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。

容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅
タンク又は金属製容器	指定数量の2分の1以上指定数量未満	1メートル以上
その他の場合	指定数量の5分の1以上2分の1未満	1メートル以上
	指定数量の2分の1以上指定数量未満	2メートル以上

- (2) 液状の危険物を取り扱う設備（タンクを除く。）には、その直下の地盤面の周囲に囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及びためます又は油分離装置を設けること。

- (3) 危険物を収納した容器を架台で貯蔵するときは、架台は不燃材料で堅固に造ること。

第52条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。

- (2) 窓及び出入口には、防火戸を設けること。

- (3) 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。
- (4) 架台を設けるときは、架台は不燃材料で堅固に造ること。
- (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- (6) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのあるときは、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

第53条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地盤面下に埋設されているタンク（以下「地下タンク」という。）及び移動タンクを除く。以下この条において同じ。）に危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 次の表のタンクの容量の区分に応じ、同表の右欄に定める板の厚さの鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては水張試験において、圧力タンクにあっては最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあっては、この限りでない。

タンクの容量	板の厚さ
40リットル以下のもの	1.0ミリメートル以上
40リットルを超え100リットル以下のもの	1.2ミリメートル以上
100リットルを超え 250リットル以下のもの	1.6ミリメートル以上
250リットルを超え 500リットル以下のもの	2.0ミリメートル以上
500リットルを超え 1,000リットル以下のもの	2.3ミリメートル以上
1,000リットルを超え 2,000リットル以下のもの	2.6ミリメートル以上
2,000リットルを超えるもの	3.2ミリメートル以上

- (2) 地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。
- (3) 外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材料で造られたタンクにあっては、この限りでない。
- (4) 圧力タンクにあっては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあっては有効な通気管又は通気口を設けること。
- (5) 引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う圧力タンク以外のタンクにあっては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること。
- (6) 見やすい位置に危険物の量を自動的に表示する装置（ガラス管等を用いるものを除く。）を設けること。
- (7) 注入口付近でタンクに設けられた危険物の量を自動的に表示する装置が確認できないものにあっては、注入量がタンク容量に達した場合に警報を発する装置等を注入口付近に設けること。
- (8) 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口には弁又は蓋を設けること。
- (9) タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。
- (10) タンクの配管は、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置すること。
- (11) 液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。
- (12) 屋外に設置するもので、タンクの底板を地盤面に接して設けるものにあつては、底板の外面の腐食を防止するための措置を講ずること。

第54条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクに危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、前条第2項第3号から第5号まで、第7号及び第8号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置すること。ただし、第4類の危険物のタンクで、その外面がエポキシ樹脂、ウレタンエ

ラストマー樹脂、強化プラスチック又はこれらと同等以上の防食性を有する材料により有効に保護されている場合又は腐食し難い材質で造られている場合にあっては、この限りでない。

- (2) 自動車等による上部からの荷重を受けるおそれのあるタンクにあっては、当該タンクに直接荷重がかからないように蓋を設けること。
- (3) タンクは、堅固な基礎の上に固定されていること。
- (4) タンクは、厚さ 3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては70キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあっては最大常用圧力の 1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。
- (5) 危険物の量を自動的に表示する装置又は計量口を設けること。この場合において、計量口を設けるタンクについては、計量口の直下のタンクの底板にその損傷を防止するための措置を講ずること。
- (6) タンクの配管は、当該タンクの頂部に取り付けること。
- (7) タンクの周囲に2箇所以上の管を設けること等により、当該タンクからの液体の危険物の漏れを検知する設備を設けること。

第55条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準は、第53条第1項の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱う他のタンクに液体の危険物を注入する場合は、当該他のタンクの注入口にタンクの注入ホースを緊結し、又は注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態で固定する装置を備えたものを除く。）により注入すること。
- (2) タンクから液体の危険物を容器に詰め替えないこと。ただし、安全な注油に支障がない範囲の注油速度で前号に定める注入ノズルにより引火点が40度以上の第4類の危険物を容器に詰め替える場合は、この限りでない。
- (3) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクに入れ、又はタンクから出す場合は、当該タンクを有効に接地させること。
- (4) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクにその上部から注入する場合は、注入管を用いるとともに、当該注入管の先端を

タンクの底部に着けること。

- 2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、第53条第2項第3号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 火災予防上安全な場所に常置すること。

(2) タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては70キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあっては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。

(3) タンクは、Uボルト等で車両のシャーシフレーム又はこれに相当する部分に強固に固定すること。

(4) 常用圧力が20キロパスカル以下のタンクにあっては20キロパスカルを超え24キロパスカル以下の範囲の圧力で、常用圧力が20キロパスカルを超えるタンクにあっては常用圧力の1.1倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること。

(5) タンクは、その内部に4,000リットル以下ごとに完全な間仕切を厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で設けること。

(6) 前号の間仕切により仕切られた部分には、それぞれマンホール及び第4号に規定する安全装置を設けるとともに、当該間仕切により仕切られた部分の容量が2,000リットル以上のものにあっては、厚さ1.6ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた防波板を設けること。

(7) マンホール及び注入口の蓋は、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。

(8) マンホール、注入口、安全装置等の附属装置がその上部に突出しているタンクには、当該タンクの転倒等による当該附属装置の損傷を防止するための防護枠を設けること。

(9) タンクの下部に排出口を設ける場合は、当該タンクの排出口に、非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等を設けるとともに、その直近にその旨を表示し、かつ、外部からの衝撃による当該弁等の損傷を防止するための措置を講ずること。

(10) タンクの配管は、先端部に弁等を設けること。

(11) タンク及び附属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものは、可燃性の蒸気に引火しない構造とすること。

第56条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 第1類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱、衝撃若しくは摩擦を避けるとともに、アルカリ金属の過酸化化物及びこれを含むものにあつては、水との接触を避けること。

(2) 第2類の危険物は、酸化剤との接触若しくは混合、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、鉄粉、金属粉及びマグネシウム並びにこれらのいずれかを含むものにあつては水又は酸との接触を避け、引火性固体にあつてはみだりに蒸気を発生させないこと。

(3) 自然発火性物品（第3類の危険物のうち危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危険物令」という。）第1条の5第2項の自然発火性試験において同条第3項に定める性状を示すもの並びにアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんをいう。）にあつては炎、火花若しくは高温体との接近、過熱又は空気との接触を避け、禁水性物品（第3類の危険物のうち同条第5項の水との反応性試験において同条第6項に定める性状を示すもの（カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。）をいう。）にあつては水との接触を避けること。

(4) 第4類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。

(5) 第5類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近、過熱、衝撃又は摩擦を避けること。

(6) 第6類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱を避けること。

2 前項の基準は、危険物を貯蔵し、又は取り扱うに当たって、同項の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講じなければならない。

第57条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管その他の設備は、第50条から第55条までの位置、構造及び設

備の技術上の基準に適合するよう適正に維持管理されたものでなければならない。

第58条 第48条から前条までの規定にかかわらず、指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、当該各条の規定は、適用しない。

(品名又は指定数量を異にする危険物)

第59条 品名又は指定数量を異にする2以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の数量を当該危険物の指定数量の5分の1の数量で除し、その商の和が1以上となるときは、当該場所は、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。

第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等)

第60条 危険物令別表第4の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの(以下「指定可燃物」という。)のうち可燃性固体類(同表備考に関する部分第6号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。)及び可燃性液体類(同表備考に関する部分第8号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。)並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類(以下「可燃性液体類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 可燃性固体類(危険物令別表第4備考に関する部分第6号ニに該当するものを除く。)にあっては危険物規則別表第3の危険物の類別及び危険等級の別の第2類のⅢの欄において、可燃性液体類及び指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあっては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の第4類のⅢの欄において、それぞれ適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類欄が空欄のものにあっては、外装容器)又はこれと同等以上であると認められる容器(以下この号において「内装容器等」という。)に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により可燃性液体類等が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ 内装容器等には、見やすい箇所に可燃性液体類等の化学名又は通称名

及び数量の表示並びに「火気厳禁」その他これと同一の意味を有する他の表示をすること。ただし、化粧品の内装容器等で最大容量が 300ミリリットル以下のものについては、この限りでない。

(2) 可燃性液体類等（危険物令別表第4備考に関する部分第6号ニに該当するものを除く。）を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ4メートルを超えて積み重ねないこと。

(3) 可燃性液体類等は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。

(4) 前号の基準は、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うにあたって、同号の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講ずること。

2 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）にあっては次の表の容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数（貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を危険物令別表第4に規定する当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この号において同じ。）の区分に応じ、同表の右欄に定める空地の幅を、指定数量の5分の1以上指定数量未満の第4類の危険物のうち動植物油類にあっては1メートル以上の空地の幅を保ち、又は防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
タンク又は金属製容器	1 以上20未満	1 メートル以上
	20以上 200未満	2 メートル以上
	200以上	3 メートル以上
その他の場合	1 以上20未満	1 メートル以上
	20以上 200未満	3 メートル以上
	200以上	5 メートル以上

(2) 危険物令別表第4に規定する数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造った室内で行うこと。ただし、周囲に幅1メートル（同表に規定する数量の200倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル）以上の空地を保有し、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物内にあっては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆った室内において貯蔵し、又は取り扱うことができる。

3 前2項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準については、第48条から第57条まで（第50条第1項第17号及び第18号、第51条第2項第1号並びに第56条を除く。）の規定を準用する。

（綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）

第61条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、次によること。

ア みだりに火気を使用しないこと。

イ 係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。

ウ 常に整理及び清掃を行う。この場合において、危険物と区分して整理するとともに、綿花類等の性状等に応じ、地震等により容易に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置を講ずること。

(2) 綿花類等のくず、かす等は、当該綿花類等の性質に応じ、1日1回以上安全な場所において廃棄し、その他適当な措置を講ずること。

(3) 再生資源燃料（危険物令別表第4備考に関する部分第5号に規定する再生資源燃料をいう。以下同じ。）のうち、廃棄物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの（以下「廃棄物固形化燃料等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 適切な水分管理を行うこと。

イ 適切な温度に保持された廃棄物固形化燃料等に関り受け入れること。

ウ 3日を超えて集積する場合は、発火の危険性を減じ、発火時においても速やかな拡大防止の措置を講ずることができるよう5メートル以下の適切な集積高さとする。

エ 温度及び可燃性ガス濃度の監視により廃棄物固形化燃料等の発熱の状

況を常に監視すること。

2 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、次に掲げる技術上の基準によらなければならない。

(1) 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに綿花類等の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

(2) 綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類（危険物令別表第4備考に関する部分第9号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。）以外のものを集積する場合は、1集積単位の面積が200平方メートル以下になるように区分するとともに、次の表の区分に応じ、同表の右欄に定める距離を保つこと。ただし、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類（危険物令別表第4備考に関する部分第7号に規定する廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類をいう。）にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料又は石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

区 分	距 離
面積が50平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
面積が50平方メートルを超え200平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上

(3) 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

ア 集積する場合は、1集積単位の面積が500平方メートル以下になるように区分するとともに、次の表の区分に応じ、同表の右欄に定める距離を保つこと。ただし、火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

区 分	距 離
面積が 100平方メートル以下の集積単位相互間	1メートル以上
面積が 100平方メートルを超え 300平方メートル以下の集積単位相互間	2メートル以上
面積が 300平方メートルを超え 500平方メートル以下の集積単位相互間	3メートル以上

イ 合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、1メートル（危険物令別表第4に規定する数量の20倍以上の合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、3メートル）以上の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するとき又は火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ウ 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間及び異なる取扱いを行う場合の取り扱う場所相互の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

エ 危険物令別表第4に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料（建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行うこと。

（4）廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前号ア及びエの規定によるほか、次に掲げる技術上の基準によること。

ア 廃棄物固形化燃料等の発熱の状況を監視するための温度測定装置を設けること。

イ 危険物令別表第4で定める数量の100倍以上の廃棄物固形化燃料等をタンクにおいて貯蔵する場合は、当該タンクは、廃棄物固形化燃料等に発熱が生じた場合に廃棄物固形化燃料等を迅速に排出できる構造とする

こと。ただし、当該タンクに廃棄物固形化燃料等の発熱の拡大を防止するための散水設備又は不活性ガス封入設備を設置した場合は、この限りでない。

第62条 危険物令別表第4に規定する数量の100倍以上の再生資源燃料（廃棄物固形化燃料等に限る。）、可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該貯蔵し、又は取り扱う場所における火災の危険要因を把握するとともに、前2条に定めるもののほか当該危険要因に応じた火災予防上有効な措置を講じなければならない。

第3節 基準の特例

第63条 この章（第48条、第56条及び第59条を除く。以下この条において同じ。）の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長がその品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらずとも火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるとき又は予想しない特殊な構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

第5章 消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準等

（消火器具の設置）

第64条 次に掲げる防火対象物又はその部分には、消火器具を設置しなければならない。

（1）令別表第1（16）項イに掲げる防火対象物で延べ面積が150平方メートル以上のもの

（2）令別表第1に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次に掲げる場所。

ただし、令第10条第1項に掲げる防火対象物又はその部分に存する場所については、この限りでない。

ア 火花を生ずる設備のある場所

イ 変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所

ウ 鍛冶場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所

エ 核燃料物質又は放射性同位元素を貯蔵し、又は取り扱う場所

オ 動植物油、鉱物油その他これらに類する危険物又は危険物令別表第4

に掲げる物品のうち可燃性液体類を煮沸する設備又は器具のある場所

- 2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所には、消火器具を設置しなければならない。
- 3 前2項の規定により設ける消火器具は、令第10条第2項及び第3項の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。この場合において、第1項第1号の規定により設ける消火器具の能力単位の数値は、当該防火対象物の延べ面積を150平方メートルで除して得た数以上としなければならない。
(基準の特例等)

第65条 この章の規定は、消防用設備等について、消防長が防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、この章の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生若しくは延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるとき又は令第29条の4第1項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等と同等の防火安全性能があると認めるときは、適用しない。

- 2 前項の必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等については、通常用いられる消防用設備等と同等以上の防火安全性能を有するように設置し、及び維持しなければならない。

第6章 避難及び防火の管理

(劇場等の客席)

第66条 劇場等の屋内の客席は、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 椅子は、床に固定すること。

(2) 椅子背（椅子背のない場合にあっては、椅子背に相当する椅子の部分。

以下この条及び次条において同じ。）の間隔は、80センチメートル以上とし、椅子席の間隔（前席の最後部と後席の最前部の間の水平距離をいう。

以下この条において同じ。）は、35センチメートル以上とし、座席の幅は、40センチメートル以上とすること。

(3) 立見席の位置は、客席の後方とし、その奥行は、2.4メートル以下とすること。

(4) 客席（最下階にあるものを除く。）の最前部及び立見席を設ける部分とその他の部分との間には、高さ75センチメートル以上の手すりを設けること。

(5) 客席の避難通路は、次によること。

ア 椅子席を設ける客席の部分には、横に並んだ椅子席の基準席数（８席に椅子席の間隔が35センチメートルを超える１センチメートルごとに１席を加えた席数（20席を超える場合にあっては、20席とする。））をいう。以下この条において同じ。）以下ごとに、その両側に縦通路を保有すること。ただし、基準席数に２分の１を乗じて得た席数（１席未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。）以下ごとに縦通路を保有する場合にあっては、片側のみとすることができる。

イ アの縦通路の幅は、当該通路のうち避難の際に通過すると想定される人数が最大となる地点での当該通過人数に 0.6センチメートルを乗じて得た幅員（以下「算定幅員」という。）以上とすること。ただし、当該通路の幅は、80センチメートル（片側のみが椅子席に接する縦通路にあっては、60センチメートル）未満としてはならない。

ウ 椅子席を設ける客席の部分には、縦に並んだ椅子席20席以下ごと及び当該客席の部分の最前部に算定幅員以上の幅員を有する横通路を保有すること。ただし、当該通路の幅は、１メートル未満としてはならない。

エ ます席を設ける客席の部分には、横に並んだます席２ます以下ごとに幅40センチメートル以上の縦通路を保有すること。

オ アからエまでの通路は、いずれも客席の避難口（出入口を含む。以下同じ。）に直通させること。

第67条 劇場等の屋外の客席は、次に掲げるところによらなければならない。

（１）椅子は、床に固定すること。

（２）椅子背の間隔は、75センチメートル以上とし、座席の幅は、40センチメートル以上とすること。ただし、椅子背がなく、かつ、椅子座が固定している場合においては、椅子背の間隔を70センチメートル以上とすることができる。

（３）立見席には、奥行き３メートル以下ごとに、高さ 1.1メートル以上の手すりを設けること。

（４）客席の避難通路は、次によること。

ア 椅子席を設ける客席の部分には、横に並んだ椅子席10席（椅子背がなく、かつ、椅子座が固定している場合にあっては、20席）以下ごとに、その両側に幅80センチメートル以上の通路を保有すること。ただし、５席（椅子背がなく、かつ、椅子座が固定している場合においては、10席）以下ごとに通路を保有する場合にあっては、片側のみとすることができる。

できる。

イ 椅子席を設ける客席の部分には、幅 1 メートル以上の通路を、各座席から歩行距離 15メートル以下で、その一に達し、かつ、歩行距離 40メートル以下で避難口に達するように保有すること。

ウ ます席を設ける客席の部分には、幅 50センチメートル以上の通路を、各ますがその一に接するように保有すること。

エ ます席を設ける客席の部分には、幅 1 メートル以上の通路を、各ますから歩行距離 10メートル以内でその一に達するように保有すること。

(基準の特例)

第68条 前2条の規定の全部又は一部は、消防長が劇場等の位置、収容人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により入場者の避難上支障がないと認めるときにおいては、適用しない。

(キャバレー等の避難通路)

第69条 キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの（以下「キャバレー等」という。）及び飲食店の階のうち当該階における客席の床面積が 150平方メートル以上の階の客席には、有効幅員 1.6メートル（飲食店にあっては、1.2メートル）以上の避難通路を、客席の各部分から歩行距離 8メートル以内でその一に達するように保有しなければならない。

(ディスコ等の避難管理)

第70条 ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの（以下「ディスコ等」という。）の関係者は、非常時において、速やかに特殊照明及び音響を停止するとともに、避難上有効な明るさを保たなければならない。

(百貨店等の避難通路等)

第71条 百貨店等の階のうち当該階における売場又は展示部分の床面積が 150平方メートル以上の階の売場又は展示部分には、屋外へ通ずる避難口又は階段に直通する幅 1.2メートル（売場又は展示部分の床面積が 300平方メートル以上のものにあっては、1.6メートル）以上の主要避難通路を 1 以上保有しなければならない。

2 百貨店等の階のうち、当該階における売場又は展示部分の床面積が 600平方メートル以上の売場又は展示部分には、前項の主要避難通路のほか、有効幅員 1.2メートル以上の補助避難通路を保有しなければならない。

3 百貨店等でその売場の床面積の合計が 1,500平方メートル以上のものに設ける主要避難通路は、側線等により他の部分と明確に区分しなければならない

い。

- 4 百貨店等でその売場の床面積の合計が 3,000平方メートル以上のものの屋上には、一時避難のための広場を有効に保持しなければならない。

(避難経路図の掲出)

第72条 百貨店等でその売場の床面積の合計が 1,500平方メートル以上のもの、旅館、ホテル又は宿泊所には、売場又は宿泊室等の見やすい場所に当該売場又は宿泊室から屋外へ通ずる避難経路を明示した避難経路図を掲出しなければならない。

(劇場等の定員)

第73条 劇場等の関係者は、次に掲げるところにより、収容人員の適正化に努めなければならない。

- (1) 客席の部分ごとに、次のアからウまでによって算定した数の合計数（以下「定員」という。）を超えて客を入場させないこと。

ア 固定式の椅子席を設ける部分については、当該部分にある椅子席の数に対応する数。この場合において、長椅子式の椅子席にあつては、当該椅子席の正面幅を40センチメートルで除して得た数（1未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。

イ 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を 0.2平方メートルで除して得た数

ウ その他の部分については、当該部分の床面積を 0.5平方メートルで除して得た数

- (2) 客席内の避難通路に客を収容しないこと。

- (3) 一のます席には、屋内の客席にあつては7人以上、屋外の客席にあつては10人以上の客を収容しないこと。

- (4) 出入口その他公衆の見やすい場所には、当該劇場等の定員を記載した表示板を設けるとともに、入場した客の数が定員に達したときは、直ちに満員札を掲げること。

(避難施設の管理)

第74条 令別表第1に掲げる防火対象物（同表（18）項から（20）項までに掲げるものを除く。）の避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する施設は、次に掲げるところにより、避難上有効に管理しなければならない。

- (1) 避難のために使用する施設には、避難の妨害となる設備を設けないこ

と。

(2) 避難のために使用する施設の床面は、避難に際し、つまづき、滑り等を生じないように常に維持すること。

(3) 避難口に設ける戸は、外開きとし、開放した場合において廊下、階段等の有効幅員を狭めないような構造とすること。ただし、劇場等以外の令別表第1に掲げる防火対象物について避難上支障がないと認められる場合においては、内開き以外の戸とすることができる。

(4) 前号の戸には、施錠装置を設けてはならない。ただし、非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの又は屋内から鍵等を用いることなく容易に解錠できる構造であるものにあつては、この限りでない。

(個室型店舗の避難管理)

第75条 カラオケボックス及び次に掲げる店舗（以下この条において「個室型店舗」という。）の遊興の用に供する個室（これに類する施設を含む。）に設ける外開きの戸（避難通路に面するものに限る。）は、開放した場合において自動的に閉鎖するものとし、避難上有効に管理しなければならない。ただし、当該戸を開放しても避難通路の幅員を十分に確保できるものその他の避難上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

(1) 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第2条第1号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに類するものとして消防長が定めるもの

(防火施設の管理)

第76条 令別表第1に掲げる防火対象物（同表（18）項から（20）項までに掲げるものを除く。）の防火設備は、次に掲げるところにより、防火上有効に管理しなければならない。

(1) 随時閉鎖又は作動することができるようにその機能を有効に保持し、かつ、その直近には閉鎖又は作動の障害となる物件を置かないこと。

(2) 防火区画の防火設備に近接して延焼の媒介となる可燃物を置かないこ

と。

2 旅館、ホテル、宿泊所又は病院の階段に設ける防火戸は、夜間時に閉鎖状態を保持しなければならない。ただし、火災時の煙により自動的に閉鎖するものにあつては、この限りでない。

3 風道に設ける防火ダンパーは、容易に点検できる構造とし、その機能を有効に保持すること。

(一時的に劇場等、展示場又はディスコ等の用途に供する防火対象物への準用)

第77条 体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等、展示場又はディスコ等の用途に供する場合においては、第66条から第68条まで、第70条、第71条及び第73条から前条までの規定に準じて取り扱うほか、火災予防上必要な措置を講じなければならない。

第7章 屋外催しに係る防火管理

(指定催しの指定)

第78条 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあつたときは、この限りでない。

3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

(屋外催しに係る防火管理)

第79条 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の規定による指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の規定による指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第82条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の規定による指定を受けた場合にあっては、消防長が定める日までに）、前項の規定による計画を所轄消防署長（以下「消防署長」という。）に提出しなければならない。

第8章 雑則

（防火対象物の使用開始の届出）

第80条 令別表第1に掲げる防火対象物（同表（19）項及び（20）項に掲げるものを除く。）をそれぞれの用途に使用しようとする者は、使用開始の日の7日前までに、その旨を消防署長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

2 法第17条の2の5第2項第4号に規定する特定防火対象物（以下「特定防火対象物」という。）の関係者は、当該特定防火対象物の修繕、模様替その他の改装工事をする場合において、危険物又は火気を使用する工事又は内装を変更する工事をしようとするときは、その工事開始の日の7日前までに当該工事に関する図書を添えて消防署長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

（火を使用する設備等の設置の届出）

第81条 火を使用する設備又は使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 熱風炉

- (2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉
- (3) 前号に掲げるもののほか、据付け面積2平方メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）
- (4) 当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上の厨房設備
- (5) 入力70キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等、キャバレー等及びディスコ等に設けるものに限る。）
- (6) ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるもの又は労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に定めるものを除く。）
- (7) 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- (8) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- (9) 燃料電池発電設備（第13条第2項及び第4項に規定するものを除く。）
- (10) 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
- (11) 火花を生ずる設備
- (12) 放電加工機
- (13) 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）
- (14) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定しているもの（第21条第4項に規定するものを除く。）
- (15) 蓄電池設備
- (16) 設備容量2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備
- (17) 水素ガスを充てんする気球
- (火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第82条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

- (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為
- (2) 煙火（玩具用煙火を除く。）の打上げ又は仕掛け
- (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催
- (4) 水道の断水又は減水
- (5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路上の工事
- (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際し

て行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

（指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取扱いの届出）

第83条 指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物及び危険物令別表第4で定める数量の5倍以上（再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上）の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。届け出た事項を変更又は廃止しようとするときも同様とする。

2 指定数量未満の灯油、塗料等の販売を業とする者は、貯蔵し、又は取り扱う場合の主たる取扱者を定めて消防署長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

（タンクの水張検査等）

第84条 消防長は、前条第1項の規定による届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者からの申請により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。

2 前項の規定に基づく水張検査又は水圧検査に関する事務の手数料については、手数料条例（平成12年横須賀市条例第9号）の定めるところによる。

（核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出）

第85条 核燃料物質、放射性同位元素、毒物その他消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で消防長の指定するものを貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

（ずい道工事等にかかる災害予防計画の届出）

第86条 地下街又はずい道（地下ずい道を含む。）の建設工事その他大規模な掘削工事をしようとする者は、火災等の災害予防計画を作成して消防署長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

（指定洞道等の届出）

第87条 通信ケーブル又は電力ケーブル（以下「通信ケーブル等」という。）の敷設を目的として設置された洞道、共同溝その他これらに類する地下の工作物（通信ケーブル等の維持管理等のため、必要に応じて人が出入りするずい道に限る。）で、火災が発生した場合に消火活動に重大な支障を生ずるおそれのあるものとして消防長の指定するもの（以下「指定洞道等」とい

う。)に通信ケーブル等を敷設しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を消防署長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

(1) 指定洞道等の経路、出入口、換気口等の位置

(2) 指定洞道等の内部に敷設される主要な物件

(3) 指定洞道等の内部における火災に対する安全管理対策

(消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事計画の届出)

第88条 消防用設備等又は特殊消防用設備等(次に掲げる消防用設備等又は特殊消防用設備等を除く。)の設置に係る工事をしようとする者は、工事に着手しようとする日の10日前までに、工事計画を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1) 令第7条に規定する消火器、簡易消火用具、非常警報器具、誘導標識及び自然水利を使用し、工事を伴わない消防用水

(2) 令第36条の2第1項に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等

2 前項第2号に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事について消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第33条の18に規定する工事整備対象設備等着工届出書を提出した場合において、当該届出書に前項各号列記以外の部分に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事が含まれているときは、同項に規定する工事計画の届出を省略することができる。

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

第89条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

(その他の事項)

第90条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第9章 罰則

(罰則)

第91条 次に掲げるいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第48条の規定に違反して指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱った者
- (2) 第49条の規定に違反した者
- (3) 第60条又は第61条の規定に違反した者
- (4) 第79条第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者

第92条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。

以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第89条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の火災予防条例（以下「改正前の火災予防条例」という。）又は三浦市火災予防条例（昭和60年三浦市条例第2号）（以下「改正前の条例等」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中これらに相当する規定があるときは、この条例によってなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 施行日の前日において、改正前の条例等及び改正前の条例等の一部を改正する条例の附則に置かれた経過措置に関する規定の適用を受けている法律関係は、この条例により生じたものとみなす。この場合において、同規定中に適用を留保し、又は除外するものとして引用されている改正前の条例等の規定は、この条例の相当する規定に読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際、現に存する液体燃料を使用する火を使用する設備（第2条から第7条まで、第9条、第11条、第12条及び第13条第1項に掲げ

るものに限る。)のうち、改正前の火災予防条例第10条の3の適用を受けていないものであって、第14条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

5 この条例の施行の際、現に存する防火対象物又はその部分のうち、改正前の火災予防条例第38条第1項の適用を受けていないものであって、第64条第1項の規定に適合しないものについては、当該規定は、平成31年3月31日までの間は、適用しない。

6 この条例の施行の際、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物若しくは指定可燃物を貯蔵し、若しくは取り扱う屋外の場所のうち、改正前の火災予防条例第38条第2項の適用を受けていないものであって、第64条第2項の規定に適合しないものについては、当該規定は、平成31年3月31日までの間は、適用しない。

7 この条例の施行の際、現に存する百貨店等でその売場の床面積の合計が1,500平方メートル以上のもの、旅館、ホテル又は宿泊所のうち、改正前の火災予防条例第55条の適用を受けていないものであって、第72条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(関係条例の改正)

9 手数料条例(平成12年横須賀市条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表第8第3項各号列記以外の部分中「火災予防条例(昭和48年横須賀市条例第46号)」を「火災予防条例(平成28年横須賀市条例第52号)」に改め、同項第1号及び第2号中「第64条の2第1項」を「第84条第1項」に改める。

別表（第2条第1項、第29条第1項関係）

種 類			離隔距離（センチメートル）				
			入 力	上方	側方	前方	後方
炉	開放炉	使用温度が 800度以上のもの	—	250	200	300	200
		使用温度が 300度以上 800度未満のもの	—	150	150	200	150
		使用温度が 300度未満のもの	—	100	100	100	100
	開放炉以外	使用温度が 800度以上のもの	—	250	200	300	200
		使用温度が 300度以上 800度未満のもの	—	150	100	200	100
		使用温度が 300度未満のもの	—	100	50	100	50

					外がまでバーナー取出口のないもの	21キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては42キロワット以下）	—	15 注 1	15	15
				浴室 内 設 置	内がま	21キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては42キロワット以下）	—	—	60	—
					外がまでバーナー取出口のないもの	21キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70キロワット以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下）	—	15	15	15
			半 密	浴 室 外	外がまでバーナー取出	21キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナー	—	15	60	15

		不 燃 以 外	閉 式 設 置	口のあるもの	が70キロワット以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)				
				内がま	21キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70キロワット以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)	—	15	60	—
			密 閉 式		21キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70キロワット以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)	—	2 注 1	2	2
					21キロワット以下（ふろ用以外				

ふ ろ が ま	気 体 燃 料			屋外用	のバーナーをも つものにあつて は当該バーナー が70キロワット 以下であつて、 かつ、ふろ用バ ーナーが21キロ ワット以下)	60	15	15	15
		浴 室 内 設 置		外がまでバ ーナー取出 口のないも の	21キロワット以 下（ふろ用以外 のバーナーをも つものにあつて は42キロワット 以下)	—	4.5 注 1	—	4.5
				内がま	21キロワット以 下（ふろ用以外 のバーナーをも つものにあつて は42キロワット 以下)	—	—	—	—
				外がまでバ ーナー取出 口のないも の	21キロワット以 下（ふろ用以外 のバーナーをも つものにあつて は当該バーナー が70キロワット 以下であつて、	—	4.5	—	4.5

不燃	半 密 閉 式	浴 室 外 設 置		かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)				
			外がまでバーナー取出口のあるもの	21キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70キロワット以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)	—	4.5	—	4.5
			内がま	21キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあっては当該バーナーが70キロワット以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)	—	—	—	—
				21キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあって				

					密 閉 式	は当該バーナーが70キロワット以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)	—	2 注 1	—	2
					屋外用	21キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70キロワット以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下)	30	4.5	—	4.5
	液体燃料	不 燃 以 外				39キロワット以下	60	15	15	15
		不 燃				39キロワット以下	50	5	—	5
	上記に分類されないもの					—	60	15	60	15
	気 体	不 燃 以 外	半 密 閉 式	バ ー ナ ー	強制対流型	19キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5

温風暖房機	燃料	・不燃	・密閉式	が隠ぺい			下				
	不燃以外 液体燃料	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すものの	26キロワット以下	100	15	150	15		
					26キロワットを超え70キロワット以下	100	15	100 注 2	15		
				温風を全周方向に吹き出すもの	26キロワット以下	100	150	150	150		
				強制排気型	26キロワット以下	60	10	100	10		
		密閉式		強制給排気型	26キロワット以下	60	10	100	10		
		半密閉式	強制対流	温風を前方向に吹き出すもの	70キロワット以下	80	5	—	5		
				温風を全周方向に	26キロワット以	80	150	—	150		

	燃		型	吹き出す もの	下				
				強制排気 型	26キロワット以 下	50	5	—	5
			密閉式	強制給排 気型	26キロワット以 下	50	5	—	5
	上記に分類されないもの				—	100	60	60 注 3	60
気 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式	組込型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ、 キャビネ ット型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ	14キロワット以 下	100	15 注 4	15	15 注 4	
			据置型レ ンジ	21キロワット以 下	100	15 注 4	15	15 注 4	
				組込型こ んろ・グ					

厨房設備	不燃	開放式	リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ、 キャビネ ット型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ	14キロワット以 下	80	0	—	0
			据置型レ ンジ	21キロワット以 下	80	0	—	0
		上記に分類さ れないもの	使用温度 が 800度 以上のもの	—	250	200	300	200
	使用温度 が 300度 以上 800 度未満の もの		—	150	100	200	100	
	使用温度 が 300度 未満のもの		—	100	50	100	50	

気 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式	フードを 付けない 場合	7 キロワット以 下	40	4.5	4.5	4.5
			フードを 付ける場 合	7 キロワット以 下	15	4.5	4.5	4.5
		半密閉式	12キロワットを 超え42キロワッ ト以下		—	15	15	15
			12キロワット以 下		—	4.5	4.5	4.5
		密 閉 式		42キロワット以 下	4.5	4.5	4.5	4.5
		屋外用	フードを 付けない 場合	42キロワット以 下	60	15	15	15
			フードを 付ける場 合	42キロワット以 下	15	15	15	15
		開 放 式	フードを 付けない 場合	7 キロワット以 下	30	4.5	—	4.5
			フードを 付ける場 合	7 キロワット以 下	15	4.5	4.5	4.5
		密 閉 式		42キロワット以 下	4.5	4.5	4.5	4.5

ボイラー	不燃		フードを付ける場合	7キロワット以下	10	4.5	—	4.5
		半密閉式		42キロワット以下	—	4.5	—	4.5
		密閉式		42キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5
		屋外用	フードを付けない場合	42キロワット以下	30	4.5	—	4.5
			フードを付ける場合	42キロワット以下	10	4.5	—	4.5
	液体燃料	不燃以外		12キロワットを超え70キロワット以下	60	15	15	15
				12キロワット以下	40	4.5	15	4.5
		不燃		12キロワットを超え70キロワット以下	50	5	—	5
				12キロワット以下	20	1.5	—	1.5

					下					
上記に分類されないもの					23キロワットを超えるもの	120	45	150	45	
					23キロワット以下	120	30	100	30	
	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7キロワット以下	30	60	100	4.5
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19キロワット以下	60	4.5	4.5 注 5	4.5
		不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7キロワット以下	15	15	80	4.5
			半密閉	バー						

ストーブ		式・密閉式	ナーが隠ぺい	自然対流型	19キロワット以下	60	4.5	4.5 注 5	4.5
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39キロワット以下	150	100	100
				自然対流型	機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39キロワット以下	150	15	100
					機器の全周から熱を放	39キロワット以下	120	100	—
					機器の全周から熱を放	39キロワット以下	120	100	100

		不燃	半密閉式	自然対流型	散するもの					
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39キロワット以下	120	5	—	5
				上記に分類されないもの		—	150	100	150	100
乾燥設備	気体燃料	不燃以外	開放式	衣類乾燥機	5.8キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5	4.5
		不燃	開放式	衣類乾燥機	5.8キロワット以下	15	4.5	—	4.5	4.5
	上記に分類されないもの			内部容積が1立方メートル以上のもの	—	100	50	100	50	50

					内部容 積が1 立方メ ートル 未満の もの	—	50	30	50	30
					フード を付け ない場 合	7キロワット以 下	40	4.5	4.5	4.5
					フード を付け る場合	7キロワット以 下	15	4.5	4.5	4.5
					フード を付け ない場 合	12キロワット以 下	40	4.5	4.5	4.5
					フード を付け る場合	12キロワット以 下	15	4.5	4.5	4.5
					半密閉式	12キロワット以 下	—	4.5	4.5	4.5
					常圧貯蔵型	12キロワット以 下	4.5	4.5	4.5	4.5
				開放式	常圧貯蔵型	フード を付け ない場 合	40	4.5	4.5	4.5
					瞬間型	フード を付け る場合	15	4.5	4.5	4.5
				不燃 以外	半密閉式	12キロワット以 下	—	4.5	4.5	4.5
					常圧貯蔵型	12キロワット以 下	4.5	4.5	4.5	4.5

簡易湯沸設備	気体燃料	密閉式	瞬間型	調理台型	12キロワット以下	—	0	—	0
				壁掛け型、据置型	12キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5
			屋外用	フードを付けない場合	12キロワット以下	60	15	15	15
				フードを付ける場合	12キロワット以下	15	15	15	15
		開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7キロワット以下	30	4.5	—	4.5
				フードを付ける場合	7キロワット以下	10	4.5	—	4.5
			瞬間型	フードを付けない場合	12キロワット以下	30	4.5	—	4.5

	不燃			フードを付ける場合	12キロワット以下	10	4.5	—	4.5
		半密閉式			12キロワット以下	—	4.5	—	4.5
		密閉式	常圧貯蔵型		12キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5
			瞬間型	調理台型	12キロワット以下	—	0	—	0
				壁掛け型、据置型	12キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5
			屋外用	フードを付けない場合	12キロワット以下	30	4.5	—	4.5
		フードを付ける場合		12キロワット以下	10	4.5	—	4.5	
		液体燃料	不燃以外			12キロワット以下	40	4.5	15
不燃			12キロワット以下	20	1.5	—	1.5		

不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型		12キロワットを超え42キロワット以下	—	15	15	15
		瞬間型		12キロワットを超え70キロワット以下	—	15	15	15
	密閉式	常圧貯蔵型		12キロワットを超え42キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5
		瞬間型	調理台型	12キロワットを超え70キロワット以下	—	0	—	0
			壁掛け型、据置型	12キロワットを超え70キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5
	屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12キロワットを超え42キロワット以下	60	15	15	15
			フードを付ける場合	12キロワットを超え42キロワット以下	15	15	15	15
			フードを付け	12キロワットを				

給湯湯沸設備	気体燃料		瞬間型	ない場合	超え70キロワット以下	60	15	15	15
				フードを付ける場合	12キロワットを超え70キロワット以下	15	15	15	15
		半密閉式	常圧貯蔵型		12キロワットを超え42キロワット以下	—	4.5	—	4.5
			瞬間型		12キロワットを超え70キロワット以下	—	4.5	—	4.5
		密閉式	常圧貯蔵型		12キロワットを超え42キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5
			瞬間型	調理台型	12キロワットを超え70キロワット以下	—	0	—	0
				壁掛け型、据置型	12キロワットを超え70キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5
			フードを付けない場合		12キロワットを超え42キロワット以下	30	4.5	—	4.5
		不燃							

		屋外用	常圧貯蔵型	合						
				フードを付ける場合	12キロワットを超え42キロワット以下	10	4.5	—	4.5	
			瞬間型	フードを付けない場合	12キロワットを超え70キロワット以下	30	4.5	—	4.5	
				フードを付ける場合	12キロワットを超え70キロワット以下	10	4.5	—	4.5	
液体燃料	不燃以外				12キロワットを超え70キロワット以下	60	15	15	15	
	不燃				12キロワットを超え70キロワット以下	50	5	—	5	
	上記に分類されないもの				—	60	15	60	15	
		不燃	開放	バーナー	前方放射型	7キロワット以下	100	30	100	4.5
				が露出	全周放射型	7キロワット以下	100	100	100	100

移動	気体燃料	以外	式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	7キロワット以下	100	4.5	4.5 注5	4.5
					強制対流型	7キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5
		不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7キロワット以下	80	15	80	4.5
					全周放射型	7キロワット以下	80	80	80	80
				バーナーが隠ぺい	自然対流型	7キロワット以下	80	4.5	4.5 注5	4.5
					強制対流型	7キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5
					放射型	7キロワット以下	100	50	100	20
					自然対流型	7キロワットを超え12キロワット以下	150	100	100	100
						7キロワット以下	100	50	50	50
					温風を前					

式 ス ト ー ブ	以 外		強 制 対 流 型	方 向 に 吹 き 出 す も の	12キロワット以 下	100	15	100	15
				温風 を全 周方 向に 吹き 出す もの	7キロワットを 超え12キロワッ ト以下	100	150	150	150
					7キロワット以 下	100	100	100	100
	液 体 燃 料		放 射 型		7キロワット以 下	80	30	—	5
					7キロワットを 超え12キロワッ ト以下	120	100	—	100
			自 然 対 流 型		7キロワット以 下	80	30	—	30
	不 燃	開 放 式	強	温風 を前 方向 に吹 き出 すも の	12キロワット以 下	80	5	—	5

				制 対 流 型	の 温風 を全 周方 向に 吹き 出す もの					
						7キロワットを 超え12キロワッ ト以下	80	150	—	150
						7キロワット以 下	80	100	—	100
				固 体 燃 料		—	100	50 注 6	50 注 6	50 注 6
				バーナ ーが露 出	卓上型こ んろ（1 口）	5.8キロワット 以下	100	15	15	15
					卓上型こ んろ（2 口以上） ・グリル 付こんろ ・グリド ル付こん ろ	14キロワット以 下	100	15 注 4	15	15 注 4
					加 熱 部 が 開	卓上型グ リル	7キロワット以 下	100	15	15

調理器具	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが隠ぺい	放						
					加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル（フードを付けない場合）	7キロワット以下	50	4.5	4.5	4.5
						卓上型オープン・グリル（フードを付ける場合）	7キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5
						炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	4.7キロワット以下	30	10	10	10
						圧力調理器（内容積10リットル以下）	—	30	10	10	10
						卓上型こんろ（1口）	5.8キロワット以下	80	0	—	0

不燃	開放式	バーナーが露出	卓上型こ んろ（２ 口以上） ・グリル 付こんろ ・グリド ル付こん ろ	14キロワット以 下	80	0	—	0	
			加熱部 が開放	卓上型グ リル	7キロワット以 下	80	0	—	0
			バー ナー が 隠 ぺ い	卓上型オ ーブン・ グ リ ル （フード を付けな い場合）	7キロワット以 下	30	4.5	—	4.5
				加熱部 が隠	卓上型オ ーブン・ グ リ ル （フード を付ける 場合）	7キロワット以 下	10	4.5	—

					ペ い	炊 飯 器 (炊飯容 量 4 リッ ト ル 以 下)	4.7キロワット 以下	15	4.5	—	4.5
						圧力調理 器 (内容 積10リッ ト ル 以 下)	—	15	4.5	—	4.5
移 動 式 こ ん ろ	液 体 燃 料	不燃以外					6 キロワット以 下	100	15	15	15
		不燃					6 キロワット以 下	80	0	—	0
		固体燃料					—	100	30	30	30
電 気 温 風 機	電 気	不燃以外					2 キロワット以 下	4.5 注 7	4.5 注 7	4.5 注 7	4.5 注 7
		不燃					2 キロワット以 下	0 注 7	0 注 7	— 注 7	0 注 7
							4.8キロワット 以下 (1口当た り 2 キロワット を超え 3 キロワ	100	2	2	2
								—	20 注 8	—	20 注 8

電 気 調 理 用 機 器		電 気	不 燃 以 外	電 気 こ ん ろ、 電 気 レ ン ジ、 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器（こ ん ろ 形 態 の も の に 限 る。）	こ ん ろ 部 分 の 全 部 又 は 一 部 が 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 で な い も の	ット以下)	—	10 注 9	—	10 注 9
						4.8キロワット 以下（１口当 たり１キロワット を超え２キロワ ット以下)	100	2	2	2
						4.8 キロワット 以下（１口当 たり１キロワット 以下)	—	15 注 8	—	15 注 8
							—	10 注 9	—	10 注 9
						4.8 キロワット 以下（１口当 たり１キロワット 以下)	100	2	2	2
							—	10 注 8 注 9	—	10 注 8 注 9
					こ ん ろ 部 分 の 全 部 が 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 の も の	5.8 キロワット 以下（１口当 たり 3.3 キロワッ ト以下)	100	2	2	2
							—	10 注 9	—	10 注 9
不 燃		電 気 こ ん ろ、 電 気 レ ン ジ、 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器（こ ん ろ 形 態 の も の		こ ん ろ 部 分 の 全 部 又 は 一 部 が 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 で な い も の		4.8 キロワット 以下（１口当 たり 3 キロワット 以下)	80	0	—	0
							—	0 注 8 注 9	—	0 注 8 注 9
							80	0	—	0

		のに限 る。)	式調理器の もの	り 3.3 キロワッ ト以下)	—	0 注 9	—	0 注 9
電 気 天 火	電 気	不燃以外		2 キロワット以 下	10	4.5 注 10	4.5 注 10	4.5 注 10
		不燃		2 キロワット以 下	10	4.5 注 10	—	4.5 注 10
電 子 レ ン ジ	電 気	不燃以外	電熱装置を 有するもの	2 キロワット以 下	10	4.5 注 10	4.5 注 10	4.5 注 10
		不燃	電熱装置を 有するもの	2 キロワット以 下	10	4.5 注 10	—	4.5 注 10
		不燃以外	前方放射型 (壁取付式 及び天井取 付式のもの を除く。)	2 キロワット以 下	100	30	100	4.5
			全周放射型 (壁取付式 及び天井取 付式のもの を除く。)	2 キロワット以 下	100	100	100	100
			自然対流型 (壁取付式	2 キロワット以				

電 気 ス ト ー ブ	電 気		及び天井取 付式のもの を除く。)	下	100	4.5	4.5	4.5
		不 燃	前方放射型 (壁取付式 及び天井取 付式のもの を除く。)	2キロワット以 下	80	15	—	4.5
			全周放射型 (壁取付式 及び天井取 付式のもの を除く。)	2キロワット以 下	80	80	—	80
			自然対流型 (壁取付式 及び天井取 付式のもの を除く。)	2キロワット以 下	80	0	—	0
電 気 乾 燥 機	電 気	不燃以外	食器乾燥機	1キロワット以 下	4.5	4.5	4.5	4.5
		不燃	食器乾燥機	1キロワット以 下	0	0	—	0
		不燃以外	衣類乾燥 機、食器乾	3キロワット以	4.5	4.5	4.5	4.5

電 気 乾 燥 機	電 気		燥機、食器 洗い乾燥機	下				
		不燃	衣類乾燥 機、食器乾 燥機、食器 洗い乾燥機	3キロワット以 下	4.5 注11	0 注12	— 注12	0 注12
電 気 温 水 器	電 気	不燃以外	温度過昇防 止装置を有 するもの	10キロワット以 下	4.5	0	0	0
		不燃	温度過昇防 止装置を有 するもの	10キロワット以 下	0	0	—	0

備考

- 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 「不燃以外」項は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 「不燃」項は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。
- 注1については、浴槽との離隔距離は0センチメートルとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は2センチメートルとする。
- 注2については、風道を使用するものにあつては15センチメートルとする。

- 6 注3については、ダクト接続型以外の場合にあっては 100センチメートルとする。
- 7 注4については、機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
- 8 注5については、熱対流方向が一方向に集中する場合にあっては 60センチメートルとする。
- 9 注6については、方向性を有するものにあっては 100センチメートルとする。
- 10 注7については、温風の吹き出し方向にあっては60センチメートルとする。
- 11 注8については、機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（この部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離）を示す。
- 12 注9については、機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（この部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離）を示す。
- 13 注10については、排気口面にあっては10センチメートルとする。
- 14 注11については、前面に排気口を有する機器にあっては 0センチメートルとする。
- 15 注12については、排気口面にあっては 4.5センチメートルとする。